

上尾市消費生活センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 6 号

上尾市消費生活センター規則の一部を改正する規則

上尾市消費生活センター規則（昭和 5 8 年上尾市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 0 号中「第 3 2 条の 5 第 1 項」を「第 3 2 条の 7 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 2 5 日から施行する。